

導管等業務に関する中立性確保規程

2022年4月1日

京葉ガス株式会社

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、ガス事業法及びガス事業法施行規則、並びに『適正なガス取引についての指針』（公正取引委員会、経済産業省）にもとづき、導管等業務を行う役職員が遵守すべき行為規制の基本事項を定め、導管ネットワーク運営の中立性を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、以下の各号のとおりとする。

- (1) 「導管等業務」とは、「託送供給の業務」と「その他の導管業務」をいう。
- (2) 「託送供給の業務」とは、託送供給の業務及びこれに関連する業務をいう。
- (3) 「その他の導管業務」とは、託送供給の業務以外の業務で導管の維持及び運用に係る業務をいう。
- (4) 「託送供給関連情報」とは、託送供給の業務に関して知り得た他のガスを供給する事業を営む者及びガスの使用者に関する情報であって、他の事業者が知り得た場合に当該事業者の行動に影響を及ぼし得る情報をいう。
- (5) 「託送供給関連業務従事者」とは、託送供給の業務部門に属する者及び、託送供給の業務部門から依頼を受けて託送供給関連業務の一部を行う者をいう。
- (6) 「託送供給関連部門」とは、導管等業務を行う部門をいう。
- (7) 「非公開情報」とは、ガス導管事業者が営む託送供給の業務に関する公表されていない情報であって、ガス小売事業又はガス製造事業に影響を及ぼし得るものをいう。
- (8) 導管等業務に関する「情報管理責任者」とは、託送供給の業務に関して知り得た情報その他の導管業務に関する情報の管理責任者をいう。
- (9) 「監視部門」とは、託送供給の業務その他の導管業務の実施状況を監視する部門をいう。
- (10) 導管等業務に関する「法令遵守責任者」とは、法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は約款若しくは業務規程その他の規則をいう。以下同じ。）を遵守するための体制の確保に係る責任者をいう。

第2章 禁止行為

(託送供給関連情報の目的外利用の禁止)

第3条 託送供給関連業務従事者は、託送供給関連情報を、託送供給の業務の用に供する以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

(差別的取扱いの禁止)

第4条 導管等業務に従事する者は、特定の託送供給依頼者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な扱いをし、若しくは不利益を与える行為をしてはならない。

(競争関係を阻害する広告、宣伝等の禁止)

第5条 託送供給関連部門は、小売・製造部門の需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為をしてはならない。

第3章 体制の整備等

(執務室の物理的隔絶)

第6条 託送供給の業務を行う執務室と小売・製造部門の業務を行う執務室とを、別フロアにする等により物理的に区分し、入室制限等を行う。

(非公開情報を管理するシステム)

第7条 非公開情報を管理するシステムは、次の措置を講じる。

- ① 託送供給の業務の目的以外のために非公開情報を取り扱うことができない措置
- ② 当該システムにアクセスできる者を制限する措置
- ③ 当該システムにアクセスした者を識別できる事項、当該者が入手した非公開情報の内容及び当該非公開情報を入手した日時を記録し、これを5年間保存する措置

(情報管理体制)

第8条 導管等業務に関する情報管理責任者は、供給本部長とし、導管等業務に関する情報の取扱いを管理する。

(情報管理に係る研修)

第9条 託送供給関連情報の入手、利用、提供その他の当該情報の取扱いを適切なものとするため研修を実施する。

(取引及び連絡調整の経緯等の記録・保存)

第10条 託送供給の業務について、託送供給関連部門とガス小売事業者又はガス製造事業者（自社の小売・製造部門を含む）との取引及び連絡調整（軽微なものを除く）の経緯及びその内容を記録し、これを5年間保存する。

(監視体制)

第11条 監視部門は、内部統制室とし、託送供給関連部門における導管等業務に関する情報の取り扱いが適正であるかについて監視する。

2. 監視部門は導管等業務の運営及び内容について、法令等を遵守しているかを監視する。
3. 監視部門は監視結果を執行役員会等に報告する。

(法令遵守体制)

第12条 導管等業務に関する法令遵守責任者は、供給本部長とし、導管等業務が法令等に適合することを確保するための規程及び計画を整備し、運用並びにその業務執行の状況を監視する。

付 則

この規程は、2022年 4月 1日から実施する。

制 定 2004年 4月 1日

改 正 2012年12月10日

改 正 2017年 3月21日

改 正 2020年 6月 8日

改 正 2020年12月15日

最終改正 2022年 3月24日 規程名称を「託送供給関連情報取扱規程」から「導管等業務に関する中立性確保規程」に変更